

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW: 増値税暫定条例の改正 固定資産に係る仕入増値税の控除解禁！

増値税暫定条例の改正が2008年11月10日付で公布されました。改正の目玉は、固定資産に係る仕入増値税の売上増値税からの控除が2009年1月1日より全地域、全業種に亘り解禁となったことです。

現行の増値税暫定条例では、固定資産を購入した際に支払う仕入増値税は取得原価に算入することと規定されており、減価償却により製造コスト/期間費用に計上され、それに応じて売上高が嵩上げされることとなっていました。

今回の改正により、固定資産に係る仕入増値税が未払税金の借方勘定に計上され売上増値税から控除されることになるため、増値税の税収は年間1500億円減少すると見込まれています。税収の減少を犯しても敢えてこの時期に実施する政策当局の意図としては、国際慣例に基づき消費型の間接税体系に近づけ、近代的な税法体系を有すると印象付けたいことに加え、国内消費を喚起して景気を刺激したいという期待もあります。また、企業・個人所得税を中心とする直接税と増値税・営業税の間接税の税収全体に占める比率(直間比率)の改善-中国は増値税に税収の半分以上を依存する高度に間接税に依存しています-に繋がりたいということもあげられるでしょう。

納税者にとっては、固定資産の償却による原価・費用の増加を売上の増加で足長く回収してきたものが、顧客から預かる売上増値税、すなわち税務当局への納付税額から即時控除することができるようになれば、キャッシュフローの改善に繋がります。

更に、設備の取得原価が仕入増値税分だけ減少し、相応の減価償却負担が軽くなる一方で、売価の下げ圧力が加わらなければ、企業の損益も(一時的に)改善します。

但し注意しなければならないのは、奨励類企業に与えられる投資総額枠内での輸入設備に係る増値税の免除優遇も取消されます(税法体系が異なるため、輸入関税の免税優遇に影響するものではありませんが見直しは確実でしょう)。輸入時に仕入増値税を一旦支払い、売上増値税から控除するという手順が必要になりますので、一部企業の資金繰り、生産計画に影響が出るものと予想されますが、免税輸入ができなかった企業にとっては、控除可能となることで資金繰り、損益ともに改善します。また同時に、外商投資企業の国産設備購入に係る仕入増値税還付政策も廃止となります。

以下、改正のあった条項につき新条例の内容をご紹介します。下線は主たる改正ポイント、括弧書きは筆者注です。

第十条 下記の仕入増値税額は、売上増値税額から控除してはならない

- (一) 非課税項目、免税項目、福利厚生或いは個人消費のための購入物品または課税役務
- (二) 非正常損失となる購入物品 及び課税役務(新設)
- (三) 非正常損失となる仕掛品、製品に用いた購入物品或いは課税役務
- (四) 国务院財政、税務主管部門の規定する納税者の自家使用物品(新設)
- (五) 本条第(一)項から第(四)項に規定する物品の輸送費用及び売上増値税が免税となる物品に係る輸送費用(新設)

(従来あった、「(一) 固定資産の購入」の条項が削除となりました)

第十二条 小規模納税人の増値税率は3%とする(6%から3%へ変更)

第一五条 下記項目は増値税を免除する

(従来あった、「(六)来料加工、部品組立、補償貿易に用いる輸入設備」が削除されました)

第二十三条 増値税の納税対象期間は毎日、3日毎、5日毎、10日毎、15日毎、毎月或いは四半期毎(新設)とする。納税者の具体的な納税対象期間は、主管税務機関が納税者の納税額に応じて決定する。

納税者が毎月或いは四半期毎(新設)に納税する場合は、期日から 15日以内(従来は10日以内)に申告納税する。毎日、3日毎、5日毎、10日毎、15日毎に納税する場合は、期日から5日以内に予納し、翌月1日から 15日以内に申告納税し、前月の未払税額を精算する。

源泉徴収義務者の納付期限については、前二項の規定に従って執行する(新設)。

第二十四条 納税者が物品を輸入する場合、税関が発行する「輸入増値税専用納税書」の期日から 15日以内(従来は7日以内)に、申告納税する。

(従来あった、第二十七条「外商投資企業と外国企業についての増値税の課税に関しては、全国人民代表大会常務委員会の関連規定に基づいて実施する」とあった条項が削除されました)

その他の改正点としては、小規模納税者の税率が3%に統一となること、四半期毎の納税が加わり、納税期限が10日から15日と緩和されたこと、のほか、輸出税額還付の具体的な取扱規定などの決定が、国家税務総局だけでなく財政部との共同決定事項となっていることも、その時時における政府内の職務分掌を反映しており、興味深いところです。

従来から、生産型から消費型への転換が期待されていた増値税ですが、正に今、実施するしかないという絶妙のタイミングでの今回の改正となりました。

NERA エコノミックコンサルティング
中国総代表 鈴木康伸(公認会計士)

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆10月の主要経済指標: 国家統計局の発表によると、10月の消費者物価指数(CPI)は、前年同月比 4.0%増となり、本年4月の同 8.5%をピークに上昇の鈍化が続いている。卸売物価指数(PPI)も同 6.6%増と、8月の同 10.1%を境に大幅に鈍化している。対内直接投資(実行ベース)は、1-10月の累計では前年同期比 35.1%増となったものの、単月では前年同月比 2.02%減少し、今年初めてのマイナスの伸びとなった。1-10月の固定資産投資は、前年同期比 27.2%増と高水準であったものの、単月では9月の前年同月比 29.0%増から10月の同 24.5%へと下落傾向が顕著となった。

【産業】

◆10月の全国70大中都市不動産販売価格 前年同期比

1.6%上昇: 国家発展改革委員会、国家統計局の発表によると、10月の全国70大中都市の不動産販売価格は、前年同期比 1.6%上昇となり、前月比では0.3%下落、伸び率も前月比で1.9ポイント低下した。うち、新築物件の販売価格が前年同期比上昇した主な都市は、海口(13.6%)、銀川(9.8%)、温州(8.4%)、金華(8.1%)。一方、下落した主な都市は、深圳(▲15.0%)、広州(▲7.4%)、重慶(▲3.5%)、昆明(▲2.9%)。また、前月比で価格が下落した都市数は、9月から10都市増えて、35都市となった。

【貿易・投資】

◆増値税、営業税、消費税の暫定条例 改訂版公布: 国務院は10日付で、増値税、営業税、消費税の暫行条例の改訂版を公布した。増値税については、固定資産の仕入増値税を売上増値税から控除することが認められる他、小規模納税人の徴税率を現行の4%と6%から一律3%に引き下げられ、企業に対する減税効果は年間1,200億元に上る模様。営業税については、納税場所が役務発生地から企業所在地または居住地に変更された。消費税については、金銀装飾品等一部消費財に対して小売段階での徴税に変更され、一部税目、税率の調整も行われた。また、いずれも申告納税期限は10日から15日に延長された。実施は2009年1月1日。(増値税に関する詳細は「EXPERT VIEW」をご参照。)

◆増値税輸出還付率引上げ 労働集約型中小企業を支援: 財政部、税務総局は本年8月、11月に続き、12月1日より、増値税の輸出還付率を引き上げることを発表した。対象は労働集約型を中心に輸出製品の27.9%に当たる3,770品目に及ぶ。国務院が10項目の景気刺激策を決定した後、加えて発表した具体的な「内需拡大4大措置」の一つであり、労働集約型中小企業の支援、産業高度化の促進を目指すものとしている。

◆輸出関税引下げ・撤廃 輸出を促進: 国務院関税税則委員会は13日、一部製品の輸出関税の調整を発表した。輸出促進を目的に、鉄鋼や穀物類102品目の輸出関税を撤廃、化学肥料等54品目の輸出関税率を引下げる。なお、資源保護のため、一部鉱物の輸出関税の引上げも盛り込まれている。12月1日より実施。

<10月の主要経済指標>

項目	金額	前年比(%)
固定資産投資(都市部)*	(億元) 113,189	27.2
第一次産業*	(億元) 1,732	61.8
第二次産業*	(億元) 50,759	30.0
第三次産業*	(億元) 60,698	24.3
工業生産(付加価値ベース)**	-	8.2
社会消費財小売総額	(億元) 10,083	22.0
消費者物価上昇率	-	4.0
工業品出荷価格	-	6.6
原材料・燃料・動力購入価格	-	11.0
輸出	(億ドル) 1,283.3	19.2
輸入	(億ドル) 930.9	15.6
貿易収支	(億ドル) 352.4	29.8
対内直接投資(実行ベース)*	(億ドル) 811.0	35.1

*: 1-10月の累計ベース。

**：独立会計の国有企業と年間販売額500万元以上の非国有企業を対象

(出所: 国家統計局等の公表データ)

表: 増値税輸出還付率の引上げ(08年12月1日実施)

製品名	現行還付率	新還付率
一部ゴム製品、林業製品	5%	9%
一部鋳型、ガラス容器	5%	11%
一部水産製品	5%	13%
かばん、靴、帽子、傘、寝室用品、照明、時計等	11%	13%
一部化学製品、石材、非鉄金属加工材等	5%、9%	11%
	9%	11%
一部電気・機械製品	11%	13%
	13%	14%

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2008.11.10	6.8250	6.8223~6.8276	6.8266	0.0011	6.8895	-0.1164	0.8809	0.0003	8.7856	0.0217	2.7895	1969.44	133.40
2008.11.11	6.8280	6.8240~6.8320	6.8251	-0.0015	6.9783	0.0888	0.8807	-0.0002	8.7029	-0.0827	2.7800	1936.72	-32.72
2008.11.12	6.8276	6.8276~6.8317	6.8295	0.0044	6.9744	-0.0039	0.8811	0.0004	8.5690	-0.1339	2.3000	1952.98	16.26
2008.11.13	6.8315	6.8206~6.8401	6.8300	0.0005	7.1400	0.1656	0.8812	0.0002	8.5232	-0.0458	2.6900	2024.90	71.92
2008.11.14	6.8280	6.8238~6.8313	6.8242	-0.0058	7.0279	-0.1121	0.8806	-0.0007	8.6730	0.1498	2.7200	2086.68	61.78

RMB レビュー&アウトルック

人民元は今週も総じて小動きとなった。前週末(11月9日)に閉会となった国務院常務理事会において2010年末までに合計約4兆元(=約5,860億ドル)の内需拡大策が発表されるとともに、金融政策については表現が「適度に緩和的な金融政策」へ変更(これまで「緊縮的な金融政策」)された。これをうけて始まった週初の中国市場は上海株式市場は大幅反発となったものの、人民元為替相場への影響は限定的であり、前週末比小幅高となる6.8250でオープンするもその後は週を通じて6.82台から6.83台の小幅な値動きに終始し、結局6.8242で越週となった。今週は重要経済指標が相次いで発表となった。10月の貿易収支は輸出も外需減速により増加幅が鈍化したものの、原油価格の下落に伴い輸入の伸びの鈍化がそれを上回り、貿易黒字は過去最高となる約352億ドルとなった。世界景気低迷による中国国内輸出企業への影響が懸念される中、今後発表される貿易収支動向には注意が必要だろう。一方内需についてはこれまで堅調な伸びを維持していた小売売上高は10月は前年同期比+22.0%と前月比小幅ながらも鈍化し、10月の鉱工業生産については同+8.2%と2001年11月以来の低水準まで鈍化しており国内景気減速の兆候が現れ始めている。海外市場では10日に中銀総裁より「(人民元を切り下げるべきかの質問に対し)どのような可能性も排除しない」との発言がなされたことが一時材料視されたものの、世界的な金融不安が落ち着かない中、当面中銀は引き続き人民元相場を安定的に保つ可能性が高いと考えられ、来週も現状水準での小幅な値動きが予想される。(11月14日)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権法により保護されています。